

教育経済常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、教育経済常任委員会に付託されました議案第 81 号中付託部分、第 84 号、第 91 号及び第 93 号の以上 4 件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9 月 22 日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、

議案第 81 号 平成 20 年度横須賀市一般会計補正予算（第 3 号）中付託部分は、今回の企業等立地奨励金交付による経済波及効果の試算とその根拠、雇用奨励金のあり方及び企業立地の際の市内正規雇用義務づけの必要性、についてであります。

議案第 84 号 市立学校の授業料等に関する条例中改正については、授業料等の減免対象及びその拡大の必要性、についてであります。

議案第 91 号 物品の買入れについては、契約差金による次年度設置校の年度内前倒し設置の可能性、機器の更新期間及び更新計画、についてであります。

次いで、討論において、井坂新哉委員から「企業が進出することの一番のメリットは、市内の雇用が拡大し、働く場がふえることであり、しかも今ワーキングプアが問題になっていることを考えても正規雇用をふやすことが重要であるが、そのような改善はいまだ図られていない。このような制度上の問題点とともに、財政的に厳しい中、資金力のある大企業への支援のあり方も見直す必要があることから、今回の企業等立地奨励金に伴う債務負担行為の設定は認められない。よって、議案第 81 号中付託部分に反対する」旨の意見があり、採決の結果、議案第 84 号、第 91 号及び第 93 号の以上 3 件は全会一致で、議案第 81 号中付託部分は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。